**令和６年度第２回大阪府環境審議会気候変動対策部会　議事概要**

**１．日　時：令和７年１月20日（月）15時35分～17時22分**

**２．場　所：WEB会議オンラインシステムによる開催**

**３．議　題：**

**（１）府域における令和６年度夏の暑さ対策の取組実績及び**

**令和７年度計画について**

**【資料１】**

**【参考資料１】**

**（２）大阪府地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の見直しについて**

**【資料２】**

**【参考資料２－１～２－４】**

**（３）大阪府気候変動対策の推進に関する条例に基づく事業者の**

**顕彰にかかる審査について【非公開】**

**【資料３－１～３－２】**

**４．委員からの意見要旨**

**（１）****府域における令和６年度夏の暑さ対策の取組実績及び令和７年度計画について**

【部会長】

* 令和６年度は熱中症特別警戒アラートの発表はないが、今後発表された場合に備え、熱中症警戒アラートとの違いを事前に周知しておかないと特別さを感じにくいと思うが、何か策を講じているか。
* 大阪・関西万博の開催により今まで以上のインバウンドが見込まれるが、外国の方々への熱中症対策や具合が悪くなったときの対処は検討されているのか。

【事務局】

* 熱中症特別警戒アラートは、前日の朝10時の予測値で判断し、前日14時頃発表される。環境省が直接住民や関係団体に伝達するほか、報道発表を行うことが法で定められている。その際、環境省が会見を開くことも考えていると聞いている。熱中症特別警戒アラートが発表された場合、都道府県は市町村へ、市町村は住民や関係団体にそれぞれ伝達が義務づけられている。その他、あらゆる媒体、経路を通じて伝達を行う。
* 外国人への対策として、アプリ利用が必要になるが、「大阪防災アプリ」が複数の言語に対応している。博覧会協会でも暑さの危険性、熱中症に関しては対応を考えていると確認している。

【部会長】

* 熱中症特別警戒アラートが環境省から直接発表であれば、府と市町村の役割や棲み分けは府民からは見えにくく、府民や府域のメディアへ事前に情報として伝えておく必要があると考える。
* 万博開催中の措置としては、外国人観光者が事前準備していないと突然の事態に困惑することも考えられるため、空港やホテル等でアプリ情報の周知活動が必要である。

【事務局】

* 周知方法は今後検討していく。

【委員】

* クーリングシェルターは、クールオアシスプロジェクトの中で特別な役割を持っているという理解でいいか。

【事務局】

* クールオアシスは、施設の開放時間中、このステッカーを貼っているところであれば、15分程度を目安に気軽に利用可能としている。クーリングシェルターは、熱中症特別警戒アラートの発表時に開放することが義務づけられている、適応法で明記されている指定暑熱避難施設を呼ぶようにしている。

【委員】

* 府民は違いが分かりづらいため、周知は今後も課題だと思う。

【事務局】

* 周知を継続し、方法も引き続き検討していく。

【委員】

* 昨年に引き続き今年度も９月が相当暑く、今後温暖化していくと、想定外のところまで暑くなるとこともありえる。今年度の９月は月別の熱中症救急搬送人員数は過去最高という状況だったので、気を抜かずにしっかり対応をお願いしたい。

【事務局】

* 現在の暑さ指数や熱中症警戒アラート、熱中症特別警戒アラートの発表は、４月の第４水曜日から10月の第４水曜日までとなっているが、今後不測の事態を考慮して、一年を通して、熱中症特別警戒アラートを出すような体制を整えることも検討していると聞いている。大阪府としても、夏の気温の推移は、10月あたりまで見るようにしており、今後、10月や11月まで暑くなるかもしれないということは肝に銘じながら、対策を進めていく。

【委員】

* OSAKAひんやりマップを拝見すると、地域によっては数が非常に少ないところがあり、民間事業者の方は比較的協力いただいているようだが、自治体の規模にするとやや少ない気がする。府から各自治体に設置に関する働きかけはしているのか。

【事務局】

* 自治体の開放施設については、大阪府ホームページに掲載可と回答いただいた施設を、今年度から一覧表とマップにまとめて掲載している。まずは、現状を紹介し、今後状況を見ながら働きかけも検討していきたい。

【委員】

* 資料１－１のp.9、熱中症救急搬送状況において、今年度は９月の搬送者数が増えたとある。夏の昼間が暑いのは周知の事実だが、油断しやすい夜間の熱中症が増えているというようなデータや分析はしているか。また、啓発活動や、場合によっては病院側の受入れ態勢など、夜間や早朝の熱中症対策については何かされているか。

【事務局】

* 夜と限定しているわけではないが、熱中症は屋外でなるイメージが強く、夜間は昼間と違いエアコンを消してしまうなど屋内での発症も多いと聞いている。地域保健課と連携して、屋内での熱中症対策にも力を入れて広報活動をするようにしている。

【部会長】

* 一般的には、約４割が住宅の中で発症しているデータになっていたが、屋外での活動に起因し、帰宅後調子が悪くなって救急搬送というケースも４割の中に入っている。屋内の暑さがどれ程の実害になっているかというのは、また別のエビデンスが必要だという話は聞いているが、いずれにしても夜間の対策は重要と考える。

【委員】

* 防災アプリを外国人がどれだけ使っているか、海外言語の設定数などデータを取られているのか。

【事務局】

* 環境部局では、現状把握できていない。

【委員】

* ぜひ把握していただいて、フォローできる部分をお願いしたい。

**（２）大阪府地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の見直しについて**

【委員】

* 資料２のp.2、実行計画策定時の議論へは参加していないが、2030年度の削減目標を2013年度比で40％削減と決めた経緯については、将来の大阪府の経済状況やその他の計画の整合性を加味して想定したのだと考える。そのため、そのあたりの情報がないと、次の削減目標の議論もしにくいと感じた。
* p.3、エネルギー起源CO2については、この後でも重要な点を多数指摘されていてそちらは結構だが、エネルギー起源CO2が減っていくと非エネルギー起源の温室効果ガスの割合が大きくなる。環境省は数年前から国の排出量を報告する際に吸収量も報告するため、大阪府の方でも、森林経営やブルーカーボン、CCUS技術などを推進するのであれば、吸収量も重視する姿勢を見せてもいいのではないか。
* p.4、電動車の普及が進んでいない点について、今後、関係団体にヒアリングを実施とのことだが、自動車の販売や充電ステーションに関わる業界など、実際の現場の率直な意見を聞いてみるのも一つの手だと感じた。

【事務局】

* 現行計画の目標については、「今後、対策を何も取らなかった場合にどうなるか」という将来像を推定し、対策を重ねた結果、どの程度まで削減できるかを算定し、また、他の計画との整合も取りながら設定した。今回も国の計画を見ながら、大阪府の他の計画との整合も取ったうえで設定する予定。
* 大阪府域の吸収量はあまり無いと推定するが、対策を取っていく必要はあると考えるので、公表できるかも含めて検討する。
* 電動車の普及促進に関しては、車両だけではなく、充電サービスステーションの普及促進と両輪で取組を進めている。大阪府だけの取組では限界があるため、様々な事業者や業界団体とも普段から連携して進めている。例としては、大阪電動車共同普及サポートネットにおいて、自動車メーカーや充電サービス事業者や業界団体と共に普及啓発に取り組み、普段からヒアリングや意見交換をしている。今後部会で検討を進めるにあたり、事業者や業界団体にも意見をもらいながら進めていく。

【委員】

* 国の第６次環境基本計画では、大きな目的で、現在及び将来の国民一人一人の生活の質、幸福度、ウェルビーイングを高めていくとされていたが、このような観点は、大阪府の実行計画の見直しに反映されるのか。

【事務局】

* 今回の大阪府府の実行計画の見直しに関しては、全面改定というより見直しということで、ベースの考え方自体はあまり変えない方針。しかし、具体的な取組のところで、経済成長等も踏まえながらの対策を考えていく必要があると考えているため、環境のことだけではなく経済成長や生活の質の向上にもつながるような取組を入れることで、国の計画の基本理念を酌み取っていきたい。

【委員】

* 国の計画の目的に記載されたのが、意味のあることだと考える。国の方針に沿って自治体の方針等も定まっていくので、このような観点も必要。
* 資料の後半で暑さ対策の強化があるが、それぞれの取組がかなり関連してくるので、縦割りにならないようにしてもらいたい。例えば、暑さ対策において、建物の中の暑さ対策は省エネルギー、ZEH等と関連があり、太陽光発電の推進では、発電利用で電気自動車とも関連しているため、それぞれの取組の中での関連性はかなり強い。部署ごとの取組ではなく、庁内の横のつながりを意識する考えはあるか。

【事務局】

* それぞれ横断するところがあるので、暑さ対策として個別でまとめていくより、現行の様々な対策の中に暑さ対策の考え方を追加するなど、見せ方やまとめ方を工夫していく。

【委員】

* 温暖化対策計画案において、2040年の排出削減目標としては73％減という非常に厳しい目標をたてている。国としては1.5℃目標に対して取り組むという、相当意欲的な目標を出しているが、地方自治体としてどのような目標がいいのかというのは、今後、ぜひ熟慮いただきたい。
* 第７次エネルギー基本計画では、これまでと違い複数シナリオを提示し、その中の４つのシナリオは73％減に合致しているが、１つのシナリオに関しては、リスク対応シナリオであり、排出が上振れするシナリオ、技術進展シナリオという言葉にして提示している。４つのシナリオでも電力の排出係数やCO2排出係数がそれぞれ違い、さらにリスクシナリオでは、電気の排出係数が残りの４シナリオとは大きく異なっている。資料の中でも2030年に関しては、電気の排出係数の参考値、目標値のようなものがあったが、今度はそこも複数幅があるのでは。複数シナリオがある中で、大阪府の計画見直しをどのように考えていくかは難しい。
* また、以前は2030年と少し近い未来の目標値を出していたが、政府はエネルギー供給を考えるとリードタイムが必要なことを踏まえ、今回は少し先の未来の目標値とした。地方自治体としては、計画をつくるのが難しい形になってきているが、これらを踏まえて、見直しの検討をしてほしく、今後本部会でも議論したい。
* ガスと熱の排出係数を変えられるように制度が変更されてきている。バイオガスをどう混ぜるか、もしくはe－メタンをどう混ぜるかということで制度変更がなされ、当初は非常に小さい数字になるだろうが、2040年頃まで見ると、電気のCO2原単位だけではなく、ガス熱のCO2原単位も変わってくる中で、どう制度設計をし、計画を見直すのかも考えないといけないため、総合的に議論したい。

【事務局】

* 目標を設定するのが非常に難しいと思っているところ。ぜひ御意見をいただきたい。

【委員】

* 大阪府は大都市のため、全方位的に削減の目標を立てなければならないと思うが、需要サイド、つまりエネルギーの使用方法のほうが気になる。使用効率をどう上げていくかという観点が大事。例えばカルフォルニアでは、配送にて排出されるCO2がかなり多いので、自動車の電動化を進めている。運輸におけるCO2排出量において、特段に特徴がある地域がどうかというのは大阪府としてどう分析されているのか。

【事務局】

* CO2に関しては、大都市なので排出量は多い。大阪府としては、国の特徴に似ていると解析している。

【委員】

* あまり変わらないということ、ほかの地域と同じように進める必要があるとなると、新車販売に占めるZEVの割合の0.9%という指標が問題になると考える。①車をつくるところ、②車を利用するところ、③充電インフラを整えるところの３拍子が揃う必要があるが、かなり難しい。日本メーカーのＥＶ車も少ないため、充電インフラがあっても仕方がない。そのため、少し包括的なターゲット、目標を示すことが重要であり、各事業者にヒアリングをして、打ち手が何かを見せることが大事だと感じた。計画に組み込むこと自体が、施策としては機能する気がしている。車両の補助金、充電の補助金等の議論があるが、予算が大きくなってくるため、電動車を2040年、30年に向けて増やすには、事業者の改善目線はどうだろうということを踏まえることが重要になる。

【事務局】

* 車両の普及促進だけでなく、充電設備の整備の両側面で取り組んでいきたい。普及率をさらに加速させていくために、どの対象に、具体的な施策をしていくべきなのか、どのような事業者にヒアリングすべきか等ご意見いいただきたい。

【部会長】

* 何かの前例で、事業者にヒアリングをすると、現状が極めて少ないため回答も少なかったものがある。車両や充電ステーションを増やすためのアイデアを事業者に聞いても、あまり出てこないこともある。ヒアリングはすべきだが、ネガティブな回答しか出なかったからここはネガティブでというのではなく、大阪府としてこの大きな目標にどうやって近づけていくかという論点で考えていただきたい。

【委員】

* エネルギーを使う側が分かるようにするためには、資料２のp.21⑤の消費者教育が重要になってくる。若者に環境のことを考えてもらうには、小学校や幼児教育からの環境教育が大事なので、限られた教育時間の中で時間を有効に使うためには、教育委員会等と連携をとらなければならない。

【部会長】

* 方向性として、我慢を強いるような手法や方針は長くは続かないため、先ほどの教育とも関係あるかもしれないが、今後行動変容という言葉をあまり気楽に使わないほうがいいと考える。
* この会議体において「空飛ぶ車」が出てくることはあまり理解できない。車１台を空に浮かべるためにはかなりのエネルギーを使用するため、不条理だと感じている。
* この議題については、次回以降も委員の意見を伺う時間はあるか。

【事務局】

* 今後議論の時間をしっかりとっていきたい。

【部会長】

* 場合によっては会を1回増やしていただき、自由に意見交換できる場を検討してもらいたい。

**（３）大阪府気候変動対策の推進に関する条例に基づく事業者の顕彰にかかる審査について【非公開】**

■選考方法

気候変動対策における緩和分野、適応分野において実施した取組みについて、貢献度、波及性、持続性、刷新性の４つの審査基準に基づいて評価し、他の事業者の模範となるものを選考する。

■選考経過

①令和６年度おおさか気候変動対策賞に応募があった事業者等について、審査資料を基に、取組内容の評価点（①貢献度 ②波及性 ③持続性④刷新性の４つの観点からそれぞれAA～Dの５段階で各委員が評価）をもとに、審査を行った。

②委員による審査の結果、緩和分野においては、大阪府知事賞に１事業者、優秀賞に２事業者、特別賞に１事業者、適応分野においては、優秀賞に１事業者を選考した。